

鳥取県告示第70号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成24年2月10日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成24年2月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
179号	東伯郡三朝町大字今泉字宮ノ本943地先から同 大字字畑ヶ田1068-2地先まで	変更前	19.3~33.8	96.0
		変更後	20.7~36.1	95.0